

說 明 資 料

目 次

1 県職員給与関係資料

平成27年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数)	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 高等学校等教育職給料表	23
その8 中学校小学校教育職給料表	26
その9 公安職給料表	29
その10 第1号任期付研究員給料表	32
その11 第2号任期付研究員給料表	32
第4表 給料表別、年齢別人員分布	33
第5表 扶養親族数別職員数	35
第6表 管理職手当の支給状況	35
第7表 住居手当の支給状況	36
第8表 通勤手当等の状況	37
その1 通勤手当の支給状況	37
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	38
その3 交通用具の使用距離別職員数	39
第9表 職員数の推移	41
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	42
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (平成27年と平成17年との比較)	43

2 民間給与関係資料

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	44
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	45
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	46
第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	47
その1 給与比較の対象職種	47

その2	給与比較の対象外職種	55
その3	再雇用者	57
第15表	民間における初任給の改定状況	58
第16表	民間における定期昇給制度の状況	59
第17表	民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の 状況	59
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	60
第19表	民間における月45時間を超え60時間を超えない時間 外労働の割増賃金率の状況	60
3	生計費関係資料	
	平成27年4月の標準生計費算定方法	61
第20表	静岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	62
第21表	家計指標の推移	63
4	労働経済関係資料	
第22表	労働経済指標	65
5	本県職員の給与水準関係資料	
第23表	平均給与月額	67
第24表	平均給料月額により算出したラスパイレス指数の 全国順位	67
第25表	平均給与月額による全国順位	68
6	人事院勧告の概要	69

1 県職員給与関係資料

平成 27 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査時期

平成 27 年 4 月 1 日

(3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、平成 27 年 4 月 1 日に在職する者とする。ただし、再任用職員、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第 26 条第 1 項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書の許可の有効期間中の者（計 1,745 人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和 28 年静岡県条例第 31 号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和 31 年静岡県条例第 52 号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 40 号）

エ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 33 号）

オ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年静岡県条例第 20 号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、平成 27 年 4 月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、平成 27 年 4 月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県企画広報部情報統計局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

再任用職員について、第 10 表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、平成 27 年 4 月 1 日に在職する者について、第 1 表及び第 9 表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 32 年静岡県条例第 37 号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年静岡県条例第 25 号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 14 年静岡県条例第 47 号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,612 (6,574)	42.5 (42.5)	20.6 (20.7)	1.0 (1.0)	343,447 (344,464)	144 (133)	
研究職	350 (349)	42.7 (42.3)	19.7 (19.3)	1.1 (1.1)	399,065 (396,167)		
医療職(1)	27 (26)	43.5 (43.4)	19.9 (19.8)	1.2 (1.2)	463,837 (464,500)		
医療職(2)	333 (364)	39.4 (39.6)	16.6 (16.8)	0.7 (0.6)	331,374 (330,525)	1,853 (1,789)	
医療職(3)	111 (114)	43.8 (43.5)	21.3 (21.0)	0.2 (0.1)	364,617 (363,924)	703 (678)	
福祉職	100 (102)	37.0 (37.9)	14.3 (15.3)	0.7 (0.8)	310,370 (316,620)	39,522 (39,277)	
高等学校等 教育職	6,458 (6,383)	44.0 (44.1)	21.3 (21.4)	0.9 (1.0)	377,468 (378,001)	3,188 (3,838)	13,811 (13,803)
中学校小学校 教育職	15,561 (15,622)	44.0 (44.1)	21.3 (21.5)	0.8 (0.8)	369,166 (369,576)	773 (915)	12,986 (13,005)
公安職	6,127 (6,088)	38.1 (38.3)	17.4 (17.6)	1.2 (1.2)	326,505 (326,459)	36 (37)	
任期付研究員	6 (8)	41.0 (39.3)			421,636 (406,818)		
全職	35,685 (35,630)	42.6 (42.7)	20.4 (20.6)	0.9 (0.9)	358,420 (358,854)	1,077 (1,253)	8,162 (8,175)

(注) 1 ()内は、前年同月のものである。

2 区分欄の*印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。…時間外勤務
定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当

3 全職欄の経験年数には、任期付研究員は含まれていない。

(平成 27 年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	27 年 4 月 26 年 4 月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 *	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
9,334 (9,644)	12,762 (11,312)	7,906 (7,842)	5,615 (5,456)	379,208 (378,851)	100.1	66,021 (65,707)	445,229 (444,558)
10,684 (10,590)	14,170 (12,502)	7,036 (7,115)	8,918 (9,814)	439,873 (436,188)	100.8	41,725 (40,084)	481,598 (476,272)
11,852 (12,500)	81,060 (81,630)	64,711 (67,200)	13,918 (10,073)	635,378 (635,903)	99.9	220,072 (234,408)	855,450 (870,311)
6,084 (5,787)	11,647 (10,362)	3,263 (3,370)	8,497 (7,528)	362,718 (359,361)	100.9	38,692 (52,554)	401,410 (411,915)
1,640 (1,425)	13,263 (11,408)	3,121 (3,039)	3,262 (2,442)	386,606 (382,916)	101.0	61,956 (52,554)	448,562 (435,470)
6,395 (6,642)	12,114 (10,876)		11,303 (9,247)	379,704 (382,662)	99.2	83,939 (84,665)	463,643 (467,327)
8,973 (9,220)	13,832 (12,248)	3,410 (3,423)	6,602 (6,140)	427,284 (426,673)	100.1	28,700 (28,035)	455,984 (454,708)
7,488 (7,689)	13,454 (11,894)	5,306 (5,290)	4,418 (4,279)	413,591 (412,648)	100.2	18,006 (17,725)	431,597 (430,373)
11,613 (11,758)	11,944 (10,547)	2,398 (2,432)	6,303 (6,188)	358,799 (357,421)	100.4	87,595 (85,373)	446,394 (442,794)
	14,335 (12,205)			435,971 (419,023)	104.0	21,099 (15,245)	457,070 (434,268)
8,806 (9,007)	13,172 (11,656)	4,966 (4,958)	5,463 (5,255)	400,066 (399,158)	100.2	41,687 (41,019)	441,753 (440,177)

手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		185 (201)	50.7 (50.4)	32.4 (32.0)	1.2 (1.2)	361,119 (358,328)	1,562 (1,578)	
企 業 職		117 (112)	45.8 (46.4)	23.9 (24.5)	1.4 (1.4)	371,813 (376,519)		
静岡がんセンター	事 業 職	66 (62)	40.7 (41.3)	17.9 (18.6)	1.0 (1.2)	328,796 (333,366)		
	研 究 職	7 (7)	48.8 (47.8)	25.7 (24.7)	1.0 (1.0)	462,892 (454,873)		
	医 療 職 (1)	137 (132)	44.5 (44.5)	20.9 (20.7)	1.8 (1.8)	500,930 (499,185)		
	医 療 職 (2)	136 (126)	36.3 (36.3)	13.8 (13.8)	0.8 (0.8)	301,849 (300,740)		
	医 療 職 (3)	539 (520)	34.4 (34.0)	11.8 (11.5)	0.3 (0.2)	289,382 (285,955)	9,769 (9,747)	
	任期付企業研究員	5 (6)	47.0 (43.7)			414,374 (382,048)		
全 職		1,192 (1,166)	39.9 (40.0)	17.8 (18.0)	0.8 (0.8)	338,069 (336,897)	4,660 (4,619)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	27年4月 26年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 *	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
12,689 (12,385)	13,056 (11,168)		3,014 (2,674)	391,440 (386,133)	101.4	28,147 (27,853)	419,587 (413,986)
13,585 (13,223)	13,385 (11,933)	8,284 (8,060)	5,239 (4,654)	412,306 (414,389)	99.5	84,508 (85,622)	496,814 (500,011)
9,212 (11,306)	11,662 (10,489)	4,997 (4,961)	7,250 (6,690)	361,917 (366,812)	98.7	117,957 (123,614)	479,874 (490,426)
9,072 (9,072)	16,046 (13,918)		8,571 (8,571)	496,581 (486,434)	102.1	105,174 (99,538)	601,755 (585,972)
16,277 (16,508)	78,594 (78,405)	6,758 (7,014)	3,810 (4,205)	606,369 (605,317)	100.2	709,272 (702,992)	1,315,641 (1,308,309)
6,963 (7,453)	10,499 (9,245)		6,020 (7,402)	325,331 (324,840)	100.2	80,690 (77,486)	406,021 (402,326)
2,415 (2,101)	10,289 (8,961)	1,055 (898)	8,056 (8,435)	320,966 (316,097)	101.5	95,550 (92,863)	416,516 (408,960)
	14,088 (11,461)			428,462 (393,509)	108.9	30,218 (51,054)	458,680 (444,563)
7,623 (7,671)	19,022 (17,643)	2,344 (2,233)	6,201 (6,353)	377,919 (375,416)	100.7	153,870 (149,830)	531,789 (525,246)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,612 (6,574)	18.5 (18.5)	4,676 (4,595)	70.7 (69.9)	225 (235)	3.4 (3.6)
研究職	350 (349)	1.0 (1.0)	341 (339)	97.4 (97.1)	3 (3)	0.9 (0.9)
医療職(1)	27 (26)	0.1 (0.1)	27 (26)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	333 (364)	0.9 (1.0)	303 (323)	91.0 (88.7)	29 (40)	8.7 (11.0)
医療職(3)	111 (114)	0.3 (0.3)	106 (109)	95.5 (95.6)	5 (5)	4.5 (4.4)
福祉職	100 (102)	0.3 (0.3)	93 (93)	93.0 (91.2)	3 (4)	3.0 (3.9)
高等学校等 教育職	6,458 (6,383)	18.1 (17.9)	6,166 (6,073)	95.5 (95.1)	237 (255)	3.7 (4.0)
中学校小学校 教育職	15,561 (15,622)	43.6 (43.8)	14,973 (14,989)	96.2 (95.9)	588 (633)	3.8 (4.1)
公安職	6,127 (6,088)	17.2 (17.1)	2,680 (2,638)	43.7 (43.3)	47 (44)	0.8 (0.7)
任期付研究員	6 (8)	0.0 (0.0)	6 (8)	100.0 (100.0)		
計	35,685 (35,630)	100.0 (100.0)	29,371 (29,193)	82.3 (81.9)	1,137 (1,219)	3.2 (3.4)

(注) () 内は、前年の調査結果である。

(平成 27 年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,673	25.3	38	0.6	4,553	68.9	2,059	31.1
(1,706)	(25.9)	(38)	(0.6)	(4,557)	(69.3)	(2,017)	(30.7)
6	1.7			293	83.7	57	16.3
(7)	(2.0)			(294)	(84.2)	(55)	(15.8)
				23	85.2	4	14.8
				(23)	(88.5)	(3)	(11.5)
1	0.3			154	46.2	179	53.8
(1)	(0.3)			(161)	(44.2)	(203)	(55.8)
				4	3.6	107	96.4
				(3)	(2.6)	(111)	(97.4)
4	4.0			48	48.0	52	52.0
(5)	(4.9)			(49)	(48.0)	(53)	(52.0)
55	0.8			3,953	61.2	2,505	38.8
(55)	(0.9)			(3,927)	(61.5)	(2,456)	(38.5)
				7,974	51.2	7,587	48.8
				(8,038)	(51.5)	(7,584)	(48.5)
3,400	55.5			5,668	92.5	459	7.5
(3,406)	(56.0)			(5,653)	(92.9)	(435)	(7.1)
				5	83.3	1	16.7
				(7)	(87.5)	(1)	(12.5)
5,139	14.4	38	0.1	22,675	63.5	13,010	36.5
(5,180)	(14.6)	(38)	(0.1)	(22,712)	(63.7)	(12,918)	(36.3)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			2							4
3		1	1							
4			1					1		3
5			1							1
6			4	1						
7		1	3							1
8		29	14				1			
9	20	12								
10		11	18							
11		1	2							1
12	15	94	25			1				
13	3	14	4					1	3	
14	4	25	43	2					6	
15	3	7	4	4					7	
16	14	110	19	2					6	
17	5	12	5						3	
18	2	26	20	1					1	
19	1	6	4	6					4	
20	11	90	15	7				1	2	
21	5	9	8	1						
22	1	24	45	14				1	1	
23	2	3	7	6					2	
24	23	29	29	7						
25	4	6	11	8						
26	8	48	60	34						
27	3	6	16	15						
28	15	4	24	26				3		
29	137	1	14	18				11		
30	4	5	41	53				15		
31	4		19	25		1	2	6		
32	111	1	13	32			23	4		
33	16		12	13			4	3		
34	14	4	51	45			5	5		
35	7	1	9	24			24	8		
36	103	1	25	15	1			3		
37	18	3	11	19			1	3		
38	21	2	47	56	1		1	1		
39	5	2	19	24	2		1	5		
40	8		13	37	2		2	3		
41	5		5	32		2	3	3		
42	7		40	61	1	1	8	1		
43	2	1	6	30	1		4	1		
44	5		10	29	1		10			
45			12	28	1		17	1		
46	2		5	86	1		15			
47			10	56	2		23			
48	1		5	42	2	1	16			
49	1		1	27		2	20			
50			1	85	4	32	14			
51		1	6	39	6	53	9			
52			2	42	7	5	5			
53			2	28		2	8			
54			3	96	5	5	7			
55			1	45	10	5	6			
56			2	32	2	12	2			
57			3	25	5	4	1			
58			4	42	1	9	1			
59			4	68	11	3	3			
60			3	20	4	9	1			
61			2	21	14	4				
62			2	21	8	28				
63			3	75	27	9				
64				16	13	9				

(平成 27 年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
65			1	19	29	19				
66			3	11	8	4				
67			4	29	40	12				
68			2	14	28	36				
69			3	17	37	12				
70			1	24	25	20				
71			4	87	21	15				
72			3	14	74	44				
73			4	13	48	27				
74			2	13	23	34				
75				38	74	65				
76			1	14	38	55				
77			2	14	28	39				
78				3	21	59				
79			2	16	22	34				
80				26	44	31				
81				9	19	38				
82			1	10	57	30				
83			1	5	23	42				
84			2	2	17	32				
85			2	5	60	202				
86				2	18					
87			3		24					
88				2	57					
89				3	21					
90			1	1	25					
91				2	12					
92				1	14					
93					165					
94			1	2						
95			3							
96										
97			4	1						
98			1	1						
99			3	1						
100										
101			3	7						
102										
103										
104										
105										
106			1							
107										
108										
109			1							
110										
111										
112										
113			2							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	610 (9.2)	590 (8.9)	852 (12.9)	1,947 (29.5)	1,204 (18.2)	1,047 (15.8)	237 (3.6)	80 (1.2)	35 (0.5)	10 (0.2)
									総計	6,612 (100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
65				4		
66				2		
67				2		
68				1		
69				3		
70				4	1	
71				5		
72				4		
73				42	1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		54 (15.4)	61 (17.4)	183 (52.3)	52 (14.9)	
					総計	350 (100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	2				
10					
11					
12	2				
13					1
14					
15					
16	1				
17					
18		1			
19					
20					
21					
22		1		1	
23					
24	1				
25					
26		1			
27					
28					
29					
30		1			
31					
32	1				
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41				1	
42					
43			1		
44			1	2	
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52				1	
53					
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60				1	
61				2	
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67				1	
68				3	
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	7 (25.9)	4 (14.8)	3 (11.1)	12 (44.5)	1 (3.7)
				総計	27 (100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1				3			
2							
3				1			
4				4			
5		7		1			
6				3			
7							
8		4		2			
9		4	1	2	2		
10		1	1				
11			1	1			
12		9	20	6	1	1	
13		5					
14				1	2	1	
15				1			
16		2	2	3	2	1	
17		9				2	
18		1		1	1	2	
19				2		1	
20		5	1	4	7	1	
21				2			
22		1	1	1	1	3	
23		1		1		1	
24		8		3	2	1	
25				1	1		
26		1				2	
27		1				1	
28		1		5	2	1	1
29				2		1	
30				3	1	5	
31				1		2	1
32				3		1	
33							
34					3	3	
35				2	1	2	
36					1	2	
37				1		3	
38				1		1	
39				1		1	
40					2	2	
41						2	
42							
43						5	
44				1	1	1	1
45							
46						1	
47					1	3	1
48							
49						4	
50							
51							
52						3	
53						1	4
54						1	1
55						4	4
56						4	6
57						2	2
58						2	2
59						1	4
60					1	1	5
61						3	11
62						2	
63						1	
64						1	
65						1	
66						1	
67						4	
68						1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69						2	
70						1	
71							
72							
73						15	
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		60 (18.0)	27 (8.1)	63 (18.9)	32 (9.6)	108 (32.5)	43 (12.9)
						総計	333 (100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6				2			
7							
8							
9							
10				2			
11							
12							
13							
14			1				
15		4					
16				1			
17			1				
18		1	3	1			
19							
20							
21							
22		1			1		
23							
24							
25							
26					2		
27					1		
28							
29					1		
30		4					
31				1			
32					1		
33					1		
34		2		2	1		
35					1		
36		1		1	1		
37							
38					1		
39							
40							
41							
42							
43					1		
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53					1		
54					1		
55							
56							
57					1		
58					3		
59							
60							
61					1		
62					2		
63							
64							
65							
66					1	1	
67							
68					1	1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69						2	
70						3	
71						1	
72						3	
73					1	2	
74					2	3	
75					3		
76							
77					3	6	
78							
79							
80					3		
81					2		
82					1		
83					1		
84							
85					2		
86					1		
87					2		
88					1		
89							
90					3		
91					1		
92					1		
93					1		
94					6		
95					1		
96					2		
97					5		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		13 (11.7)	5 (4.5)	10 (9.0)	64 (57.7)	19 (17.1)	
						総計	111 (100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		1				
11						
12		2				
13						
14						
15						
16		2				
17						
18						
19		1				
20		2				
21						
22						
23						
24						
25	5					
26		1				
27		1				
28	3	3				
29						
30						
31						
32	4	4	1	2		
33	3		1			
34						
35				3		
36						
37						
38						
39						
40		2	1	2		
41			1			
42				3		
43		1				
44		3				
45				1		
46						
47						
48		2		2		
49				1		
50		1				
51				1	1	
52		3				
53				1		
54		2		3		
55						
56		1		1		
57		2				
58				4		
59						
60				1		
61						
62		1		2		
63				1		
64						
65						
66				1		
67						
68				1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
69					1	
70					1	
71				2		
72					1	
73				2		
74						
75						
76						
77						
78						
79					1	
80					1	
81				2	1	
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90				1		
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97				2		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	15 (15.0)	35 (35.0)	4 (4.0)	39 (39.0)	7 (7.0)	
					総計	100 (100.0)

その7 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	2	81		
6				
7		1		
8	2	38		
9		22		
10		7		
11		5		
12		52		
13		29		
14		12		
15		11		
16		19		
17		49		
18		43		
19	1	11		
20		32		
21		26		
22	1	48		
23		10		
24		57		1
25	1	28		1
26		50		
27		15		
28	2	22		1
29		27		1
30		56		5
31	1	13		6
32		31		5
33	2	37		1
34	1	44		
35		13		3
36	2	22		
37		37		
38	1	46		5
39		15		3
40		33		3
41	2	35		12
42	1	38		12
43		20		16
44	3	23		9
45		20		9
46	3	6		10
47		17		9
48		12		7
49	1	12		1
50	1	50		1
51		21		2
52	2	42		3
53	3	36		2
54	1	42		
55		29		
56	1	33		
57		40	4	
58		52	8	
59		3	10	
60		3	10	
61	3	8		
62	1	6		
63	1	24	1	
64	1	34	3	
65	1	31	1	
66	2	42	4	
67		15	12	
68	2	36	15	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69		38	14	
70		51	12	
71	1	21	20	
72		28	14	
73		30	14	
74	1	16	15	
75		6	9	
76		10	17	
77	1	8	18	
78		16	16	
79		17	15	
80	2	44	11	
81	1	22	13	
82		30	2	
83	1	16	4	
84		42	2	
85	3	27	5	
86		33		
87		29		
88	1	58		
89		34		
90		40		
91	1	38		
92		54		
93	2	38		
94	1	56		
95	3	34		
96	4	54		
97		27		
98	1	56		
99	1	50		
100		62		
101		37		
102		39		
103	1	33		
104		64		
105	2	33		
106	3	40		
107	1	45		
108	4	51		
109	1	27		
110		55		
111		72		
112		32		
113		59		
114		31		
115	3	81		
116		39		
117		82		
118	1	81		
119	1	63		
120		109		
121	1	49		
122		98		
123		119		
124		100		
125		86		
126		106		
127		100		
128		50		
129		78		
130		90		
131		46		
132		108		
133		96		
134		60		
135		92		
136		91		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		79		
138		75		
139		80		
140		83		
141		71		
142		50		
143		65		
144	1	42		
145		34		
146		20		
147		34		
148		12		
149		29		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計	88 (1.3)	5,973 (92.5)	269 (4.2)	128 (2.0)
			総計	6,458 (100.0)

その8 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		249			
18		1			
19		6			
20		173			1
21		89			4
22		28			10
23		20			80
24		221			22
25		57			7
26		37			
27		26			
28		86			1
29		68			
30		173			
31		31			
32		93			1
33		56			1
34		212			1
35		33			10
36		101			23
37		78			57
38		173			55
39		43			59
40		70			57
41		71			62
42		185			49
43		28			57
44		87			57
45		61			26
46		180			30
47		33			27
48		82			28
49		92			12
50		166			11
51		28			6
52		64			1
53		69			3
54		146			
55		39			
56		57			
57		45			
58		33			
59		28			
60		17			
61		31			
62		138			
63		39			
64		63			
65		62			
66		132			
67		37			
68		80			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		77			
70		96			
71		7			
72		14	1	1	
73		14		7	
74		7		9	
75		39		26	
76		51		16	
77		60		36	
78		81	1	45	
79		49		2	
80		54	1	13	
81		69	2	13	
82		83	1	16	
83		48		28	
84		44	1	37	
85		62	7	50	
86		22	4	36	
87		15	7	48	
88		7	9	56	
89		11	12	46	
90		5	12	30	
91		19	15	47	
92		31	13	37	
93		61	4	26	
94		51	6	24	
95		60	8	28	
96		47	11	24	
97		73	7	16	
98		63	7	14	
99		51	5	10	
100		71	7	9	
101		81	5	12	
102		52	3	3	
103		60	4	4	
104		73	2	1	
105		94	2	2	
106		56	4		
107		74	2		
108		53			
109		101	5		
110		67			
111		5			
112		4			
113		8			
114		3			
115		76			
116		75			
117		101			
118		46			
119		81			
120		66			
121		104			
122		66			
123		79			
124		83			
125		110			
126		70			
127		106			
128		142			
129		92			
130		126			
131		73			
132		207			
133		108			
134		159			
135		200			
136		159			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		195			
138		137			
139		192			
140		178			
141		191			
142		158			
143		217			
144		215			
145		118			
146		204			
147		190			
148		152			
149		253			
150		258			
151		199			
152		259			
153		324			
154		256			
155		302			
156		338			
157		238			
158		172			
159		102			
160		97			
161		54			
162		85			
163		18			
164		12			
165		29			
計		13,863 (89.1)	168 (1.1)	772 (4.9)	758 (4.9)
				総計	15,561 (100.0)

その9 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9	87									
10			1					1		
11										
12	56	48	5	1						
13	9	4								
14	4	20	1	1						
15	8	7								
16	57	37	8	1						
17	5	99	2							
18	17	15	3	2			2			
19	9	27								
20		90	14	1	1					
21	8	15	3	2			2			
22	1	23	14	1	1	1				
23		31		3						
24		115	14	4	2					
25		15	5	3						
26	1	37	14	5	1					
27		15	3	4	4					
28		108	26	8	5	1				
29	1	25	5	5	2					
30		40	13	5	7	3	1			
31		28	6	5	8	3	2			
32		74	32	15	8	1				
33	2	20	7	2	5	1	1			
34	1	45	30	14	9	2	1			
35	1	24	9	8	9	1				
36		71	30	19	12	1				
37	2	24	6	16	7	1	2			
38		36	30	12	12		1			
39		25	16	20	8	2	1			
40	3	53	26	12	14	1				
41	3	18	19	22	10				2	
42		39	30	22	16	2				
43		19	21	25	7	2	1			
44		58	40	20	28	3	1			
45	5	19	20	31	10	1	1		2	
46		31	28	30	10		3			
47		16	27	23	15					
48		45	24	35	11		3			
49	1	21	31	22	9	4	2		36	
50		25	29	34	6	2				
51		16	19	28	10	1				
52		23	23	37	12	1	1			
53		22	22	23	11	3	1			
54		18	15	28	13	2				
55		16	26	21	11	2	1			
56		28	15	23	8	2	3			
57		12	17	23	14		3			
58		19	22	18	6					
59		18	13	16	12	1	3	1		
60		14	9	21	12	3	2			
61		13	6	20	17	3	4	1		
62		9	14	23	8	2				
63		7	14	18	6					
64		10	14	10	18		1			
65		16	6	13	9		1	75		
66		8	8	13	7		4			
67		7	3	16	3		5			
68		7	5	13	14	1	3			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		6	8	13	10	4	6			
70		1	5	13	13	2	4			
71		5	7	6	13		5			
72		3	7	10	13	3	4			
73		5	4	5	12	2	14			
74			2	17	17	3	6			
75		2	5	6	8		6			
76		1	1	9	16	2	4			
77				8	9	1	171			
78				11	19	3				
79			2	10	15	3				
80			1	5	15	5				
81				5	24	2				
82				6	14	2				
83			1	8	20	8				
84			1	9	25	4				
85			1	4	19	6				
86				10	29	8				
87				3	19	12				
88				7	21	6				
89				3	26	11				
90				12	22	7				
91				5	14	16				
92				8	13	11				
93				7	13	190				
94				5	22					
95				4	16					
96				9	24					
97				13	11					
98				4	18					
99				6	5					
100				3	21					
101				2	204					
102			1	6						
103				9						
104				2						
105				3						
106				5						
107				5						
108				5						
109				2						
110				8						
111				8						
112				10						
113				5						
114				8						
115				5						
116				14						
117				3						
118				7						
119				8						
120				19						
121				4						
122				16						
123				9						
124				12						
125				65						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級
137										
138										
139										
140										
141			2							
計	281 (4.6)	1,748 (28.5)	891 (14.5)	1,281 (20.9)	1,168 (19.1)	368 (6.0)	272 (4.4)	78 (1.3)	40 (0.7)	
									総計	6,127 (100.0)

その10 第1号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人
2	
3	2
4	
5	
6	
総 計	2

その11 第2号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人
2	2
3	2
総 計	4

第4表 給料表別、年齢別人員分布

年齢	給料表 行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	17				
19	21				
20	24				
21	28				
22	136	2		6	3
23	157	3		8	2
24	143	7	1	17	1
25	124	8	2	12	1
26	160	9	1	9	3
27	158	7	2	13	4
28	141	13		11	3
29	116	10		17	5
30	106	8	2	10	1
31	112	6		11	1
32	96	6	2	6	
33	108	9		9	
34	114	7		11	1
35	142	9	1	7	4
36	131	10		10	1
37	122	5		8	2
38	138	1		7	3
39	136	11		7	2
40	186	7		7	2
41	205	9	1	8	1
42	228	9	1	12	3
43	225	14		5	4
44	214	13		9	1
45	255	12	2	6	2
46	226	15		7	5
47	238	19		9	6
48	223	15		5	6
49	246	6		9	3
50	211	8	2	11	6
51	223	12		7	6
52	214	15	2	7	6
53	219	15	1	5	5
54	187	5		7	2
55	184	10	1	10	5
56	205	8	1	4	3
57	154	11		4	4
58	170	6	1	10	1
59	169	10	1	12	3
60					
61					
62			2		
63					
64					
65			1		
66~69					
70歳以上					
合計	6,612	350	27	333	111

(平成 27 年職員給与等実態調査)

福 祉 職	高等学校等 教 育 職	中 小 学 校 教 育 職	公 安 職	任 期 付 研 究 員	計
人	人	人	人	人	人
	1		69		87
	3		75		99
		1	79		104
			80		108
5	71	221	155		599
3	67	275	162		677
6	100	349	196		820
4	124	357	169		801
4	136	417	193		932
1	148	378	210		921
4	118	350	199		839
4	106	357	205		820
2	120	368	207	1	825
3	127	320	218	1	799
3	133	337	198		781
4	130	268	201		729
3	146	283	193		758
2	139	251	194		749
3	142	277	190		764
3	135	233	174		682
2	147	235	167		700
3	145	249	142		695
3	172	284	132	1	794
1	185	324	133	1	868
7	207	308	154		929
5	177	284	116		830
5	159	306	96	1	804
	155	359	104		895
3	187	468	93		1,004
3	184	501	102		1,062
1	201	455	87		993
2	256	522	112		1,156
2	256	574	138		1,208
1	243	599	118		1,209
2	252	634	102		1,234
2	276	669	138		1,330
1	254	731	129		1,316
	207	682	151		1,250
	222	687	132		1,262
2	234	641	135	1	1,186
1	211	521	143		1,064
	182	486	136		999
					0
					0
					2
					0
					0
					0
					1
					0
					0
100	6,458	15,561	6,127	6	35,685

第5表 扶養親族数別職員数

(平成27年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
	人	人	人	人	人
1人	817	3,189	1,092	5,098	2,251
2人	1,000	3,277	1,158	5,435	2,399
3人	721	2,118	1,066	3,905	2,959
4人	197	587	274	1,058	946
5人	25	79	37	141	123
6人以上	2	6	4	12	11
計	2,762	9,256	3,631	15,649	8,689

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第6表 管理職手当の支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	47人
2種	局長	局長	機関の長	116人
3種	課長	課長	機関の長	312人
4種	課の参事		機関の次長、参事	485人
5種			校長	501人
6種			校長、教頭	705人
7種			教頭	604人
8種			学校の部主事	85人
計				2,855人
受給者1人当たりの平均手当月額				62,065円

第7表 住居手当の支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	1,180人	4,255人	1,504人	6,939人
手当月額13,000円未満の受給者	5	10	1	16
13,000円以上30,000円未満の受給者	442	1,847	663	2,952
30,000円の受給者	733	2,398	840	3,971
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	28,093円	27,982円	28,227円	28,054円

配偶者等の居住する借家・借間	受給者	9人	3人	7人	19人
	平均手当月額	15,000円	15,000円	14,671円	14,879円

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(平成27年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,743	人 21,216	人 5,601	人 31,560
交通機関等のみ 利用者	2,383	737	739	3,859
交通用具のみ使用者	1,537	20,057	4,509	26,103
交通機関等・ 交通用具 併用者	823	422	353	1,598
非受給者	573	2,290	1,262	4,125
計	5,316	23,506	6,863	35,685
受給者1人当たりの 平均手当月額	円 23,161	円 9,097	円 12,439	円 11,804

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

利用方法		受給区分	全額受給者	支給限度額 超過者	計
交通機関等 利用者	利用人員		3,714 人	145 人	3,859 人
	カバー率		96.2 %		
	平均運賃額		23,051 円	84,675 円	25,367 円
	平均手当月額		23,051 円	75,000 円	25,003 円
	充当率		100.0 %	88.6 %	98.6 %
交通用具 使用者	利用人員		26,103 人	0 人	26,103 人
	カバー率		100.0 %		
	平均所要額		8,130 円	- 円	8,130 円
	平均手当月額		8,130 円	- 円	8,130 円
	充当率		100.0 %	- %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員		1,443 人	155 人	1,598 人
	カバー率		90.3 %		
	平均所要額		36,164 円	87,676 円	41,160 円
	平均手当月額		36,164 円	75,101 円	39,941 円
	充当率		100.0 %	85.7 %	97.0 %
計	利用人員		31,260 人	300 人	31,560 人
	カバー率		99.0 %		
	平均所要額		11,197 円	86,225 円	11,910 円
	平均手当月額		11,197 円	75,052 円	11,804 円
	充当率		100.0 %	87.0 %	99.1 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額が75,000円又は交通用具使用分相当額(駐車場所所要額を含む。以下同じ。)が75,000円~81,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額が75,000円の手当額又は交通用具使用分相当額が75,000円~81,000円までの手当額を超える者である。

ただし、交通機関と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円~81,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円~81,000円の手当額を超える者である。

2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。

3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額(平均手当額)を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。

4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額との合計との合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

使用区分 距離	使用区分			計	平均使用 距離
	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車		
	人	人	人	人	km
2km 以上 3km 未満	745	195	1,725	2,665	2.0
3 " 5 "	556	390	4,395	5,341	3.5
5 " 10 "	225	532	8,298	9,055	6.7
10 " 15 "	18	167	4,293	4,478	11.7
15 " 20 "	4	67	2,316	2,387	16.7
20 " 30 "		63	2,243	2,306	23.8
30 " 40 "		18	859	877	33.4
40 " 50 "		4	300	304	43.8
50 " 60 "		2	140	142	54.2
60km 以上のもの		1	145	146	70.6
計	1,548	1,439	24,714	27,701	10.6

(注) 交通用具の区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、自転

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
481	137	1,604	2,222	264	58	121	443
430	306	4,199	4,935	126	84	196	406
191	470	8,095	8,756	34	62	203	299
16	161	4,249	4,426	2	6	44	52
4	67	2,293	2,364			23	23
	62	2,230	2,292		1	13	14
	18	808	826			51	51
	4	203	207			97	97
	2	52	54			88	88
		21	21		1	124	125
1,122	1,227	23,754	26,103	426	212	960	1,598

車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(平成27年職員給与等実態調査)

区 分	平成27年4月	平成17年4月	(A) - (B)	(A) / (B)
	(A)	(B)		
知 事 部 局	人 5,380	人 7,707	人 △2,327	% 69.8
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,534	5,214	△680	87.0
うち医療職給料表関係	395	1,631	△1,236	24.2
教 育 委 員 会	23,611	25,041	△1,430	94.3
うち高等学校等教育職 給料表関係	6,439	6,741	△302	95.5
うち中学校小学校教育職 給料表関係	15,561	16,272	△711	95.6
警 察 本 部	6,879	6,577	302	104.6
うち公安職給料表関係	6,127	5,780	347	106.0
企 業 局	117	144	△27	81.3
が ん セ ン タ ー 局	890	642	248	138.6
計	36,877	40,111	△3,234	91.9

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成27年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	6	7	9
	計	人							
行政職給料表	86	人	人	人	76人	1人	4人	3人	2人
行政職給料表(2)	48		2	46					
医療職給料表(2)	13					13			
医療職給料表(3)	1					1			
高等学校等教育職給料表	159		5	152	2				
中学校小学校教育職給料表	121			121					
公安職給料表	2					2			
福祉職給料表	1			1					
合計	431								
60歳	201								
61歳	111								
62歳	66								
63歳	24								
64歳	29								

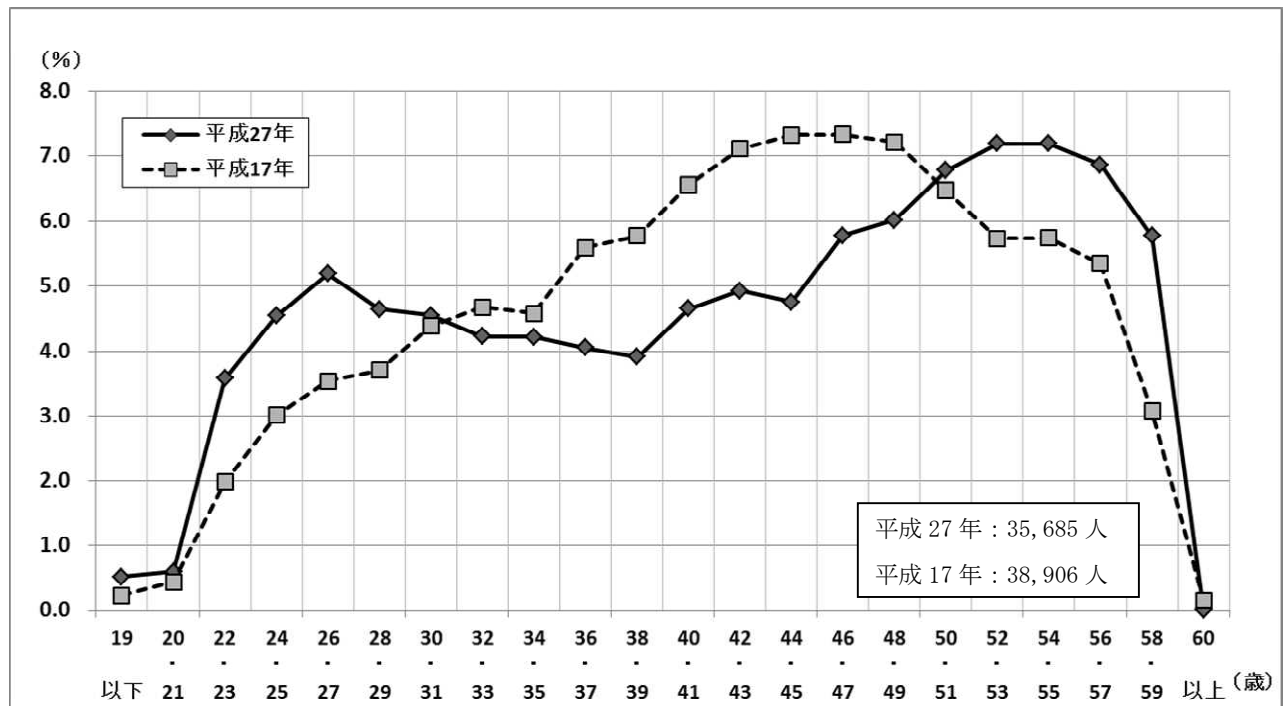
(注) 該当人員のある給料表、級のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級		1	2	3	4	7
	計	人					
行政職給料表	83	人	人	人	82人	人	1人
行政職給料表(2)	2		2				
高等学校等教育職給料表	222		1	221			
中学校小学校教育職給料表	46			46			
公安職給料表	53					53	
合計	406						
60歳	72						
61歳	102						
62歳	91						
63歳	70						
64歳	71						

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（平成27年と平成17年との比較）

（平成27年職員給与等実態調査）



2 民間給与関係資料

平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、平成 27 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 1,663 事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種及びその他の職種 54 職種の合計 76 職種

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3) のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により 35 層（静岡市 10 層、浜松市 10 層、政令市以外 15 層）に層化し、これらの層から 460 事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 12 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,025 人（行政職に相当する調査実人員 977 人）、初任給関係以外の調査職種 19,717 人（行政職に相当する調査実人員 18,036 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、110,908 人であり、行政職に相当するものは 90,831 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
産業計	事業所 406	事業所 75	事業所 38	事業所 51	事業所 159	事業所 83	事業所 10,649	事業所 1,585	事業所 1,167	事業所 1,238	事業所 4,535	事業所 2,124
農業、林業、漁業	0	0	0	0	0	0	29	0	0	1	11	17
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	15	2	1	1	7	4	672	113	82	86	234	157
製造業	228	42	21	27	94	44	4,596	548	513	574	2,037	924
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	52	18	4	3	17	10	1,883	447	183	178	686	389
卸売業、小売業	33	2	1	5	15	10	982	141	143	128	425	145
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	18	4	3	5	6	0	463	179	68	41	134	41
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	60	7	8	10	20	15	2,024	157	178	230	1,008	451

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 6 所、調査不能の事業所が 48 所あった。
- 2 調査対象事業所 460 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 6 所を除いた 454 所に占める調査完了事業所 406 所の割合（調査完了率）は、89.4%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」（郵便局に分類されるものを除く。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	222,187	225,936	* 206,716	—
		大学卒	196,664	199,070	192,469	200,967
		短大卒	161,717	* 160,414	162,576	* 155,000
		高校卒	159,971	161,429	159,519	154,865
	新卒技術者	大学院修士課程修了	226,627	228,152	216,099	—
		大学卒	201,871	206,710	198,509	195,718
		短大卒	* 180,790	* 185,689	* 176,915	—
		高校卒	163,047	163,789	161,843	* 168,667
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	225,986	227,853	214,161	—
		大学卒	198,499	201,467	194,908	199,291
		短大卒	166,232	* 169,592	165,372	* 155,000
		高校卒	161,426	162,578	160,664	158,187
そ の 他	新卒研究員	大学卒	x	x	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	* 240,628	* 240,628	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	* 186,744	* 183,427	* 192,201	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	* 155,000	* 155,000	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	—	—	—	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

(注) 1 「*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 「x」は、調査実人員が1人であることを示す。

3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

4 「準新卒」とは、平成26年度中に資格免許を取得し、平成27年4月までの間に採用された場合をいう。

なお、医師については、平成24年3月大学卒業後、平成24年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成27年4月までの間に採用された者に限っている。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外 手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
支店長	30	51.7	652,891	4,410	648,481	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大学卒	24	52.3	668,936	5,483	663,453	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	6	49.2	586,936	0	586,936	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	31	53.1	729,536	907	728,629	構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
大学卒	25	54.0	746,439	1,115	745,324	
短大卒	3	44.8	481,636	0	481,636	
高校卒	3	54.1	869,736	0	869,736	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部長	508	52.5	622,573	2,426	620,147	2課以上又は構成員20人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大学卒	396	52.4	644,392	1,965	642,427	
短大卒	19	52.8	559,071	0	559,071	
高校卒	92	53.0	558,400	4,508	553,892	
中学卒	*	*	*	*	*	
技術部長	318	53.2	628,815	1,467	627,348	同 上
大学卒	224	53.3	652,937	2,008	650,929	
短大卒	29	51.3	555,774	220	555,554	
高校卒	62	53.6	589,888	370	589,518	
中学卒	3	54.0	488,639	0	488,639	
事務部次長	365	51.5	608,078	5,554	602,524	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者、職能資格等が 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
大学卒	304	51.3	620,059	4,983	615,076	
短大卒	17	51.8	521,089	5,114	515,975	
高校卒	44	52.9	558,008	9,649	548,359	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	165	50.9	601,967	144	601,823	同 上
大学卒	128	51.0	617,076	82	616,994	
短大卒	14	49.6	569,417	406	569,011	
高校卒	23	51.0	525,871	374	525,497	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長	1,347	48.6	529,654	6,611	523,043	2係以上又は構成員10人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大学卒	972	48.1	539,586	6,321	533,265	
短大卒	96	47.6	495,612	3,361	492,251	
高校卒	276	50.6	507,538	8,898	498,640	
中学卒	3	51.7	479,267	0	479,267	
技術課長	858	48.3	542,056	4,542	537,514	同 上
大学卒	575	47.6	552,246	4,305	547,941	
短大卒	98	48.3	503,215	3,967	499,248	
高校卒	182	50.5	531,947	5,688	526,259	
中学卒	3	51.1	494,002	0	494,002	

(注) 「*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	564	48.0	524,869	54,998	469,871	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	399	46.9	520,670	57,151	463,519	
	短 大 卒	32	48.6	455,180	25,536	429,644	
	高 校 卒	130	51.2	550,907	55,744	495,163	
	中 学 卒	3	56.7	581,478	32,198	549,280	
	技術課長代理	351	46.8	504,814	53,171	451,643	
	大 学 卒	269	46.5	513,653	57,553	456,100	
	短 大 卒	25	45.6	470,390	31,278	439,112	
	高 校 卒	57	48.3	481,032	43,111	437,921	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	1,381	46.4	458,705	58,745	399,960	
	大 学 卒	716	45.0	458,920	63,610	395,310	
	短 大 卒	182	46.8	421,614	51,662	369,952	
	高 校 卒	479	48.4	471,307	53,824	417,483	
	中 学 卒	4	50.8	428,544	32,997	395,547	
	技術係長	1,208	48.2	508,616	90,056	418,560	
	大 学 卒	688	45.3	501,963	96,476	405,487	
	短 大 卒	132	49.1	486,348	80,203	406,145	
	高 校 卒	382	51.8	523,858	84,199	439,659	
	中 学 卒	6	49.7	559,926	87,393	472,533	
	事務主任	1,267	44.2	414,510	57,254	357,256	
	大 学 卒	602	41.1	404,079	59,574	344,505	
	短 大 卒	199	47.3	415,779	51,143	364,636	
	高 校 卒	463	47.0	428,903	56,988	371,915	
	中 学 卒	3	51.5	314,542	30,409	284,133	
	技術主任	1,095	46.8	449,150	68,770	380,380	
	大 学 卒	588	41.3	443,627	80,383	363,244	
	短 大 卒	93	47.9	440,935	65,670	375,265	
高 校 卒	402	51.3	454,507	58,237	396,270		
中 学 卒	12	54.9	475,627	76,911	398,716		
事務係員	4,893	37.4	302,142	33,111	269,031		
大 学 卒	2,195	33.7	305,423	39,645	265,778		
短 大 卒	900	39.7	293,737	27,159	266,578		
高 校 卒	1,763	40.2	301,679	28,395	273,284		
中 学 卒	35	51.4	339,561	28,935	310,626		
技術係員	3,655	36.8	346,836	57,303	289,533		
大 学 卒	1,872	33.4	353,697	67,588	286,109		
短 大 卒	440	38.5	335,372	48,238	287,134		
高 校 卒	1,326	39.5	342,189	49,481	292,708		
中 学 卒	17	52.2	415,261	73,692	341,569		

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成 27 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	21	50.4	689,979	220	689,759	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	15	51.0	739,229	325	738,904	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	49.2	586,936	0	586,936	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	23	54.1	778,595	1,268	777,327	構成員 50 人以上の工場 の長(取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	18	54.7	791,561	1,591	789,970	
	短 大 卒	2	48.3	517,801	0	517,801	
	高 校 卒	3	54.1	869,736	0	869,736	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	309	52.2	704,290	626	703,664	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長、職能資 格等が同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	258	52.2	717,400	708	716,692	
	短 大 卒	12	52.3	597,629	0	597,629	
	高 校 卒	39	52.3	648,136	259	647,877	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	197	53.5	715,877	532	715,345	同 上
	大 学 卒	161	53.6	721,899	482	721,417	
	短 大 卒	8	53.4	710,978	0	710,978	
	高 校 卒	28	52.7	687,305	922	686,383	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	265	51.8	662,575	6,824	655,751	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
	大 学 卒	233	51.7	666,052	6,331	659,721	
	短 大 卒	9	51.6	605,606	0	605,606	
	高 校 卒	23	52.6	644,077	15,012	629,065	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	130	50.7	631,951	46	631,905	同 上
	大 学 卒	111	50.7	637,253	43	637,210	
短 大 卒	9	49.0	616,677	0	616,677		
高 校 卒	10	52.4	580,181	138	580,043		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	915	49.1	576,428	7,195	569,233	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められる 課の長及び課長級専門職	
大 学 卒	682	48.7	583,942	7,460	576,482		
短 大 卒	61	47.7	536,134	3,757	532,377		
高 校 卒	170	51.2	561,570	7,559	554,011		
中 学 卒	2	47.4	509,346	0	509,346		
技 術 課 長	623	48.3	575,588	3,330	572,258	同 上	
大 学 卒	446	47.7	577,883	2,791	575,092		
短 大 卒	46	49.0	570,369	2,571	567,798		
高 校 卒	129	50.6	569,861	5,722	564,139		
中 学 卒	2	49.4	533,595	0	533,595		

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与		(A) - (B)		
			(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	471	48.6	556,439	65,678	490,761	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	343	47.3	548,805	67,433	481,372	
	短大卒	22	48.0	472,373	24,069	448,304	
	高校卒	103	52.6	597,761	69,593	528,168	
	中学卒	3	56.7	581,478	32,198	549,280	
	技術課長代理	248	47.1	530,232	60,526	469,706	
	大学卒	200	46.6	534,543	64,037	470,506	
	短大卒	8	45.0	540,893	47,978	492,915	
	高校卒	40	49.4	508,675	47,241	461,434	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	930	47.3	498,188	67,867	430,321	
	大学卒	488	45.7	495,323	75,840	419,483	
	短大卒	107	47.6	456,517	53,496	403,021	
	高校卒	333	49.6	514,794	60,275	454,519	
	中学卒	2	51.2	466,772	33,379	433,393	
	技術係長	905	49.0	530,969	95,308	435,661	
	大学卒	526	45.8	521,661	102,499	419,162	
	短大卒	67	51.6	534,860	87,012	447,848	
	高校卒	307	52.6	541,492	87,772	453,720	
	中学卒	5	49.5	613,093	101,352	511,741	
	事務主任	899	45.1	443,042	63,983	379,059	
	大学卒	404	41.7	428,812	66,956	361,856	
	短大卒	137	49.0	442,487	54,728	387,759	
	高校卒	356	47.8	462,117	64,307	397,810	
	中学卒	2	48.6	279,709	36,141	243,568	
	技術主任	851	47.6	462,608	70,138	392,470	
	大学卒	448	41.8	461,193	84,654	376,539	
	短大卒	57	49.4	462,754	66,312	396,442	
高校卒	336	51.9	462,644	58,224	404,420		
中学卒	10	56.1	490,468	81,029	409,439		
事務係員	2,649	37.7	319,528	35,801	283,727		
大学卒	1,207	33.2	315,252	42,771	272,481		
短大卒	464	40.2	312,927	31,133	281,794		
高校卒	954	41.4	326,819	30,141	296,678		
中学卒	24	52.7	358,402	28,612	329,790		
技術係員	2,405	37.3	358,515	58,955	299,560		
大学卒	1,159	33.4	370,408	72,264	298,144		
短大卒	238	38.6	350,371	49,055	301,316		
高校卒	991	39.8	349,843	50,279	299,564		
中学卒	17	52.2	415,261	73,692	341,569		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 27 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与		(A) - (B)		
			(A)	うち時間外 手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	54.5	596,209	12,680	583,529	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
	大 学 卒	8	54.5	596,209	12,680	583,529	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	7	50.1	645,501	107	645,394	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	6	52.2	689,335	130	689,205	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	169	53.0	536,326	3,649	532,677	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	119	52.6	545,423	2,272	543,151	
	短 大 卒	5	52.3	531,348	0	531,348	
	高 校 卒	45	53.7	517,920	6,778	511,142	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	98	52.2	521,561	3,216	518,345	同 上
	大 学 卒	50	51.7	527,845	5,913	521,932	
	短 大 卒	21	50.6	499,181	300	498,881	
	高 校 卒	24	54.2	527,636	0	527,636	
	中 学 卒	3	54.0	488,639	0	488,639	
	事 務 部 次 長	88	50.9	469,005	2,070	466,935	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長-課長間)
	大 学 卒	61	49.9	469,330	8	469,322	
	短 大 卒	7	51.4	442,091	11,786	430,305	
	高 校 卒	20	53.6	476,794	4,664	472,130	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	25	50.5	467,823	504	467,319	同 上
	大 学 卒	10	51.0	464,119	0	464,119	
	短 大 卒	5	50.9	462,556	1,324	461,232	
高 校 卒	10	49.8	474,974	729	474,245		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	386	47.7	445,786	5,686	440,100	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職	
大 学 卒	266	46.8	449,065	4,273	444,792		
短 大 卒	28	47.5	421,386	2,269	419,117		
高 校 卒	91	49.9	443,934	10,401	433,533		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技 術 課 長	205	47.8	453,935	9,049	444,886	同 上	
大 学 卒	113	47.0	453,697	11,726	441,971		
短 大 卒	47	46.8	440,693	5,925	434,768		
高 校 卒	45	50.4	465,645	6,568	459,077		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 27 年 4 月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	83	46.3	404,757	13,762	390,995	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上	
	大 学 卒	48	45.0	390,194	9,416	380,778		
	短 大 卒	9	51.0	434,261	29,643	404,618		
	高 校 卒	26	47.6	424,937	18,130	406,807		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	87	45.8	426,144	27,727	398,417		
	大 学 卒	60	46.0	429,371	25,752	403,619		
	短 大 卒	14	46.2	427,161	23,065	404,096		
	高 校 卒	13	45.0	414,898	37,851	377,047		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	347	43.8	373,866	37,745	336,121		係の長及び係長級専門職 同 上
	大 学 卒	180	42.4	379,678	35,173	344,505		
	短 大 卒	58	45.7	369,738	45,813	323,925		
	高 校 卒	108	45.3	365,455	38,389	327,066		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	251	44.3	413,711	70,432	343,279		
	大 学 卒	144	42.9	417,820	71,453	346,367		
	短 大 卒	47	45.2	415,021	73,641	341,380		
	高 校 卒	59	46.5	404,549	66,410	338,139		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	事務主任	273	41.0	332,746	36,541	296,205	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上	
	大 学 卒	157	39.0	342,645	41,028	301,617		
	短 大 卒	43	42.5	338,188	40,037	298,151		
	高 校 卒	72	43.8	309,290	26,063	283,227		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	189	40.8	359,300	59,028	300,272		
	大 学 卒	116	39.1	357,060	58,025	299,035		
	短 大 卒	25	42.0	372,485	63,580	308,905		
高 校 卒	46	44.2	362,252	61,027	301,225			
中 学 卒	2	39.2	274,241	21,038	253,203			
事務係員	1,682	36.6	283,982	31,419	252,563			
大 学 卒	775	34.2	295,614	36,487	259,127			
短 大 卒	317	39.0	272,359	22,219	250,140			
高 校 卒	583	38.4	274,471	29,431	245,040			
中 学 卒	7	47.1	293,462	27,975	265,487			
技術係員	1,098	35.1	309,339	53,243	256,096			
大 学 卒	637	33.3	316,689	58,685	258,004			
短 大 卒	179	38.0	307,273	47,403	259,870			
高 校 卒	282	37.2	294,391	45,070	249,321			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			きま っ て 支 給 す る 給 与		(A) - (B)		
			(A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	30	52.2	500,417	9,001	491,416	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	19	53.3	509,016	12,349	496,667	
	短 大 卒	2	56.2	453,519	0	453,519	
	高 校 卒	8	49.7	511,923	3,930	507,993	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技 術 部 長	23	55.3	514,950	269	514,681	同 上
	大 学 卒	13	56.3	512,548	503	512,045	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	10	54.2	517,706	0	517,706	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 次 長	12	50.7	475,133	4,240	470,893	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
	大 学 卒	10	50.9	456,022	3,947	452,075	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	10	54.4	519,407	609	518,798	同 上
	大 学 卒	7	56.0	522,362	846	521,516	
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	3	50.3	511,809	0	511,809		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	46	48.7	411,133	4,145	406,988	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	
大 学 卒	24	49.4	408,674	325	408,349		
短 大 卒	7	47.9	447,427	4,142	443,285		
高 校 卒	15	47.7	394,469	12,265	382,204		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 課 長	30	50.3	431,810	13	431,797	同 上	
大 学 卒	16	49.2	441,345	26	441,319		
短 大 卒	5	54.1	442,189	0	442,189		
高 校 卒	8	49.1	410,880	0	410,880		
中 学 卒	*	*	*	*	*		

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成 27 年 4 月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	10	41.3	371,959	13,435	358,524	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	8	41.9	397,842	13,024	384,818	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	16	47.0	443,623	51,428	392,195	
	大 学 卒	9	47.6	476,984	82,852	394,132	
	短 大 卒	3	44.7	395,219	0	395,219	
	高 校 卒	4	47.0	396,645	10,264	386,381	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	104	45.6	351,078	38,391	312,687	
	大 学 卒	48	46.3	354,621	35,036	319,585	
	短 大 卒	17	44.6	359,029	57,885	301,144	
	高 校 卒	38	45.0	343,405	34,081	309,324	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	52	44.6	378,850	49,388	329,462	
	大 学 卒	18	43.0	370,750	52,288	318,462	
	短 大 卒	18	43.8	376,097	57,346	318,751	
	高 校 卒	16	47.5	391,951	36,532	355,419	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	95	43.3	329,754	42,182	287,572	
	大 学 卒	41	42.3	337,306	40,603	296,703	
	短 大 卒	19	42.7	346,919	43,576	303,343	
	高 校 卒	35	44.8	311,128	43,248	267,880	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	55	41.3	356,557	61,674	294,883	
	大 学 卒	24	39.6	370,822	69,155	301,667	
	短 大 卒	11	45.4	353,318	63,324	289,994	
高 校 卒	20	41.7	340,156	51,675	288,481		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	562	38.2	268,122	24,106	244,016		
大 学 卒	213	35.6	284,240	33,068	251,172		
短 大 卒	119	39.5	263,901	22,352	241,549		
高 校 卒	226	39.7	253,633	16,106	237,527		
中 学 卒	4	53.3	322,531	33,396	289,135		
技術係員	152	37.0	303,234	41,483	261,751		
大 学 卒	76	34.1	306,707	41,487	265,220		
短 大 卒	23	40.3	291,634	39,644	251,990		
高 校 卒	53	39.6	303,276	42,251	261,025		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給す る給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	3	57.6	147,276	2,478	144,798	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	10	50.8	396,119	82,834	313,285	
	守衛	30	55.0	394,709	13,842	380,867	
	用務員	31	37.7	301,474	28,418	273,056	
研究 関係 職種	研究所長	13	53.6	780,308	0	780,308	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	研究部(課)長	105	49.9	674,437	530	673,907	
	研究室(係)長	101	48.3	583,710	24,203	559,507	構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	主任研究員	215	46.1	601,723	52,330	549,393	
	研究員	221	33.4	365,175	45,530	319,645	
	研究補助員	53	38.2	412,323	66,645	345,678	
医 療 関 係 職 種	病院長	3	54.0	1,816,257	87,913	1,728,344	部下に医師又は歯科医師5 人以上 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1 人以上
	副院長	2	48.4	1,744,198	418,015	1,326,183	
	医科長	17	52.0	1,332,438	170,089	1,162,349	
	医師	10	40.9	979,652	175,780	803,872	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	5	45.4	503,954	77,240	426,714	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	31	39.9	348,864	19,657	329,207	
	診療放射線技師	37	36.4	344,806	31,348	313,458	
	臨床検査技師	35	41.1	327,102	27,072	300,030	
	栄養士	28	36.7	300,250	21,277	278,973	
	理学療法士	93	29.0	260,288	17,322	242,966	
	作業療法士	30	30.6	277,540	16,348	261,192	
	総看護師長	4	53.0	578,434	0	578,434	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看護師長	50	52.1	418,374	18,950	399,424	
看護師	198	41.8	350,474	58,758	291,716		
准看護師	104	49.7	338,638	45,273	293,365		

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成 27 年 4 月分平均支給額			備 考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	4	58.1	679,495	0	679,495		
	大学教授	53	56.1	591,181	0	591,181		
	大学准教授	56	49.4	498,539	0	498,539		
	大学講師	36	41.5	408,459	0	408,459		
	大学助教	29	41.4	413,445	0	413,445		
	高等学校校長	2	65.3	1,118,338	11,473	1,106,865		
	高等学校教頭	7	53.3	519,845	14,142	505,703		
	高等学校教諭	64	44.0	446,687	8,791	437,896		
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない 総トン数 20 トン以上の 船舶の乗組員
一等航海士・機関士			-	-	-	-		
二等航海士・機関士			-	-	-	-		
三等航海士・機関士			-	-	-	-		
運航士			-	-	-	-		
甲板長・操機長			-	-	-	-		
甲板手・操機手			-	-	-	-		
甲板員・機関員			-	-	-	-		
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	-	北緯 63 度から南緯 11 度 の間及び東経 94 度から 175 度の水域を航行 区域とする総トン数 20 トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		運航士	-	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
甲板員・機関員	-	-	-	-	-			
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域 とする総トン数 5 トン以 上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	運航士	-	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-	-			

その3 再雇用者

企業規模計

(平成27年職種別民間給与実態調査)

職種	職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成27年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事務 ・ 技 術 関 係 職	支店長・工場長	2	60.7	759,641	0	759,641	その1の1企業規模計 の備考欄参照
	60歳男性	*	*	*	*	*	
	事務・技術部長	11	62.9	483,822	6,127	477,695	
	60歳男性	2	60.3	354,717	0	354,717	
	事務・技術部次長	5	62.1	389,049	0	389,049	
	60歳男性	*	*	*	*	*	
	事務・技術課長	13	62.7	282,465	4,531	277,934	
	60歳男性	3	60.3	266,672	0	266,672	
	事務・技術課長代理	3	63.2	251,817	0	251,817	
	60歳男性	-	-	-	-	-	
	事務・技術係長	10	61.1	277,460	13,741	263,719	
	60歳男性	4	60.5	274,879	17,880	256,999	
	事務・技術主任	17	63.2	279,875	32,631	247,244	
	60歳男性	3	60.0	225,675	8,376	217,299	
事務・技術係員	892	62.2	257,837	6,873	250,964		
60歳男性	214	60.4	264,587	12,509	252,078		

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増 額	据置き	減 額	
静岡県	大学卒	計	60.3	(31.2)	(68.8)	—	39.7
		500 人以上	91.1	(41.1)	(58.9)	—	8.9
		100 人以上 500 人未満	54.2	(27.4)	(72.6)	—	45.8
		50 人以上 100 人未満	14.8	(10.6)	(89.4)	—	85.2
	高校卒	計	42.8	(28.2)	(71.8)	—	57.2
		500 人以上	65.7	(17.0)	(83.0)	—	34.3
		100 人以上 500 人未満	36.3	(37.1)	(62.9)	—	63.7
		50 人以上 100 人未満	12.7	(25.5)	(74.5)	—	87.3
全 国	大学卒	計	47.8	(29.8)	(69.7)	(0.5)	52.2
		500 人以上	88.6	(41.5)	(58.5)	—	11.4
		100 人以上 500 人未満	52.0	(25.7)	(73.6)	(0.7)	48.0
		50 人以上 100 人未満	23.6	(24.5)	(74.6)	(0.9)	76.4
	高校卒	計	26.2	(33.0)	(66.4)	(0.6)	73.8
		500 人以上	49.6	(47.6)	(51.8)	(0.6)	50.4
		100 人以上 500 人未満	26.3	(28.0)	(71.4)	(0.6)	73.7
		50 人以上 100 人未満	15.7	(25.9)	(73.7)	(0.4)	84.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

(参考) 県職員 (行政職) と民間従業員の職務の対応

行政職 給料表	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満 の事業所	企業規模 50 人以上 100 人未満 の事業所
10 級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職 (部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職 (部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職 (部長-課長間)
9 級			
8 級	課 長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職 (部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職 (部長-課長間)
7 級			
6 級	課長代理 中間職 (課長-係長間)	課 長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職 (部長-課長間)
5 級			
4 級	係 長	課長代理 中間職 (課長-係長間)	課長代理 中間職 (課長-係長間)
3 級			
2 級	主 任 中間職 (係長-係員間)	主 任 中間職 (係長-係員間)	主 任 中間職 (係長-係員間)
1 級			
	係 員	係 員	係 員

第 16 表 民間における定期昇給制度の状況

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

(単位：%)

役職・企業規模		項目	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
			定期昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
静岡県	係員	計	94.0	40.2	77.4	34.7	6.0
		500人以上	94.6	39.2	78.1	37.5	5.4
		100人以上 500人未満	96.4	51.0	78.8	40.6	3.6
		50人以上 100人未満	88.3	22.7	73.8	18.9	11.7
	課長級	計	86.1	27.2	72.3	28.4	13.9
		500人以上	78.1	22.6	64.2	28.5	21.9
		100人以上 500人未満	93.0	37.4	79.6	32.2	7.0
		50人以上 100人未満	88.5	16.7	74.9	20.9	11.5
全国	係員	計	88.8	37.5	71.2	40.0	11.2
		500人以上	94.2	39.4	80.0	56.4	5.8
		100人以上 500人未満	90.8	39.4	71.5	40.4	9.2
		50人以上 100人未満	83.0	33.5	66.8	31.9	17.0
	課長級	計	83.4	31.9	67.6	36.6	16.6
		500人以上	81.5	26.3	69.6	46.6	18.5
		100人以上 500人未満	85.1	34.1	68.0	36.6	14.9
		50人以上 100人未満	81.4	31.0	65.8	31.9	18.6

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 17 表 民間における配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)

	配偶者に対する家族手当の見直し予定の有無	
	見直し予定がある	見直し予定がない
静岡県	3.8%	96.2%
全国	5.9%	94.1%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を 100 とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

企業規模		項目	係 員		課長級		部長級(非役員)	
			一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計		52.9	47.1	44.4	55.6	43.4	56.6
	500 人以上		54.2	45.8	40.7	59.3	38.6	61.4
	100 人以上 500 人未満		55.1	44.9	48.6	51.4	47.8	52.2
	50 人以上 100 人未満		46.3	53.7	42.3	57.7	43.0	57.0
全国	規模計		55.5	44.5	51.5	48.5	50.1	49.9
	500 人以上		54.1	45.9	45.0	55.0	44.1	55.9
	100 人以上 500 人未満		58.0	42.0	54.4	45.6	52.6	47.4
	50 人以上 100 人未満		52.1	47.9	49.8	50.2	48.9	51.1

第 19 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成 27 年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

	割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
		割 合	累積割合	割 合	累積割合
静岡県	31% 以上	15.0	15.0	4.7	4.7
	30%	41.1	56.1	34.4	39.1
	29%	0.2	56.3	0.9	39.9
	28%	0.4	56.8	0.9	40.8
	27%	0.4	57.2	1.3	42.1
	26%	0.9	58.1	1.6	43.7
	25%	41.9	100.0	56.3	100.0
全国	31% 以上	13.4	13.4	7.9	7.9
	30%	34.3	47.7	15.7	23.6
	29%	0.1	47.8	0.0	23.6
	28%	1.3	49.0	0.6	24.2
	27%	0.7	49.8	0.8	25.1
	26%	0.4	50.2	0.4	25.5
	25%	49.8	100.0	74.5	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費関係資料

平成 27 年 4 月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、家計調査の静岡市における平成 27 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $365/12$ 日 ≈ 30.4 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、「全国消費実態調査」（総務省、平成 21 年調査）により算出した全国の標準生計費（平成 27 年 4 月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 20 表 静岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 27 年 4 月)

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円
食 料 費	27,814 (27,800)	34,066 (34,050)	45,826 (45,800)	57,578 (57,550)	69,339 (69,300)
住居関係費	44,176 (43,190)	59,585 (58,260)	51,506 (50,360)	43,428 (42,460)	35,349 (34,560)
被服・履物費	3,757 (4,740)	4,715 (5,950)	6,203 (7,830)	7,690 (9,700)	9,176 (11,580)
雑 費 I	43,772 (27,370)	58,992 (36,890)	89,610 (56,030)	120,249 (75,190)	150,867 (94,340)
雑 費 II	12,450 (11,620)	25,439 (23,740)	29,035 (27,100)	32,624 (30,450)	36,220 (33,800)
合 計	131,969 (114,720)	182,797 (158,890)	222,180 (187,120)	261,569 (215,350)	300,951 (243,580)

(注) 1 () 内は、全国の金額である。

2 全国の標準生計費は、家計調査における農林漁家世帯を除く勤労者世帯(全国)の費目別平均支出金額を算定基礎としており、静岡市の標準生計費は、農林漁家世帯を含む勤労者世帯(静岡市)の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第 21 表 家計指標の推移

項 目		年 月		平成 26 年				
				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
静岡県	勤 労 者 世 帯	平均世帯人員 (人)		3.71	3.54	3.41	3.49	3.47
		うち平均有業人員 (人)		1.87	1.72	1.61	1.62	1.47
		実 収 入 (円)		507,706	435,500	731,751	718,932	450,687
		消費支出	金 額 (円)	350,705	293,357	312,339	301,290	303,187
			前年同月比 (%)	0.0	△ 12.2	2.1	△ 5.7	△ 5.1
	全 世 帯	平均世帯人員 (人)		3.05	3.00	3.04	3.07	3.06
		うち平均有業人員 (人)		1.43	1.41	1.33	1.33	1.30
		消費支出	金 額 (円)	300,325	296,987	279,820	264,984	262,154
			前年同月比 (%)	△ 3.7	△ 8.6	△ 0.2	△ 6.8	△ 7.7
		全 国	勤 労 者 世 帯	金 額 (円)	329,976	293,050	295,738	311,693
前年同月比 (%)	△ 3.1			△ 4.8	△ 0.3	0.4	△ 2.2	
全 世 帯	金 額 (円)		302,141	271,411	272,791	280,293	282,124	
	前年同月比 (%)		△ 0.7	△ 3.9	1.3	△ 2.0	△ 0.9	

(注) 1 総務省統計局の家計調査による。

2 農林漁家世帯を除く結果表の原則廃止 (H20.1～) に伴い、静岡県、全国共に農林漁家世帯を含む値を記載した。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	平成 27 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.57	3.62	3.57	3.48	3.41	3.24	3.24	3.12	3.19
1.57	1.63	1.64	1.54	1.62	1.61	1.70	1.79	1.75
449,263	546,689	442,589	979,814	450,638	477,815	484,316	498,001	440,485
312,581	316,828	301,054	353,346	278,159	247,788	348,515	410,576	300,248
△ 2.5	△ 2.3	△ 23.4	△ 16.7	△ 28.5	△ 23.1	△ 6.9	17.1	2.3
3.07	3.13	3.13	3.07	3.11	3.03	3.04	2.95	2.97
1.26	1.32	1.32	1.28	1.37	1.37	1.47	1.46	1.44
262,482	270,211	265,719	331,367	267,377	264,539	343,183	329,279	331,130
△ 2.9	2.2	△ 15.7	△ 5.9	△ 10.3	△ 1.2	1.2	9.6	11.5
303,614	316,154	306,230	357,772	320,674	291,387	351,974	334,301	317,317
△ 3.7	△ 0.1	1.7	△ 0.2	△ 1.6	△ 1.1	△ 8.5	1.3	8.3
275,226	288,579	280,271	332,363	289,847	265,632	317,579	300,480	286,433
△ 1.9	△ 0.7	0.3	△ 0.6	△ 2.4	△ 0.4	△ 8.1	△ 0.5	5.5

4 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標

項 目				年 月					
				平成 26 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃 金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	282,854	278,593	280,199	280,024	279,200
				前 年 同 月 比 (%)	△ 0.7	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.4
			うち 所定内給与	金 額 (円)	253,811	252,481	253,903	253,583	252,934
				前 年 同 月 比 (%)	△ 1.7	△ 0.8	△ 1.1	△ 0.5	△ 0.3
		一般労働者	前 年 同 月 比 (%)	※					
			金 額 (円)	29,043	26,112	26,296	26,441	26,266	
		うち 所定外給与	前 年 同 月 比 (%)	※	10.2	4.2	1.1	0.2	0.1
			金 額 (円)	294,925	290,762	291,947	291,859	290,671	
	全 国	きまって支給する 給 与	前 年 同 月 比 (%)	0.1	0.2	0.3	0.6	0.2	
			金 額 (円)	268,255	265,663	266,948	266,636	266,165	
		うち 所定内給与	前 年 同 月 比 (%)	△ 0.4	△ 0.1	0.1	0.3	0.1	
			金 額 (円)	268,255	265,663	266,948	266,636	266,165	
		一般労働者	前 年 同 月 比 (%)	0.1	0.4	0.4	0.7	0.4	
			金 額 (円)	26,670	25,099	24,999	25,223	24,506	
うち 所定外給与		前 年 同 月 比 (%)	5.8	4.2	3.0	3.4	0.9		
		金 額 (円)	26,670	25,099	24,999	25,223	24,506		
物 価	消費者物価 指 数 (県企画広報部 情報統計局) (総務省統計局) (H22=100)	静岡県	前 年 同 月 比 (%)	3.3	3.8	3.9	3.8	3.6	
		全 国	前 年 同 月 比 (%)	3.4	3.7	3.6	3.4	3.3	
		東 京	前 年 同 月 比 (%)	2.9	3.1	3.0	2.8	2.8	
	国内企業物価指数 (日本銀行)(平成22年=100)		前 年 同 月 比 (%)	4.2	4.4	4.5	4.4	4.0	
労働時間 (厚生労働省・ 毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)		155.1	147.8	156.4	156.6	145.6
			うち所定外労働時間数(時間)		14.3	12.9	13.3	12.6	12.9
	全 国	総実労働時間数(時間)		153.5	147.5	152.9	155.6	145.2	
		うち所定外労働時間数(時間)		13.4	12.5	12.4	12.6	12.0	
雇用・ その他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.05	1.06	1.08	1.07	1.08	
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10	
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平 均 (%)	2.8			2.8		
		全 国	月 別 (%)	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5	

(注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。

2 賃金の前年同月比(%)は、指数(平成22年=100)によるものである。ただし、※欄は実数値比による。

3 完全失業率(東海地域)は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	平成 27 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
279,919	279,878	280,353	280,974	271,393	274,275	275,178	280,321	272,532
0.2	△ 0.2	△ 0.4	0.2	0.4	0.5	△ 0.6	0.8	△ 0.4
253,923	252,971	252,868	252,234	243,810	245,431	246,161	251,452	246,619
0.1	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.0	0.1	△ 0.9	0.7	△ 0.5
0.8	1.4	0.7	0.4	△ 2.1	△ 1.6	△ 2.7	△ 1.1	△ 1.9
25,996	26,907	27,485	28,740	27,583	28,844	29,017	28,869	25,913
0.7	△ 0.3	△ 0.8	1.7	1.6	2.4	1.8	△ 0.6	△ 0.8
291,686	292,851	292,376	292,901	286,003	285,561	288,223	292,538	286,844
0.5	0.2	0.1	0.4	0.6	0.2	0.2	0.5	0.0
267,333	267,219	266,221	266,455	260,841	260,499	262,869	266,514	262,582
0.4	0.1	△ 0.1	0.4	0.5	0.2	0.4	0.6	0.3
0.9	0.5	0.3	0.8	0.5	0.5	0.7	0.7	0.3
24,353	25,632	26,155	26,446	25,162	25,062	25,354	26,024	24,262
1.9	1.3	1.4	1.1	1.4	0.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 2.0
3.5	3.0	2.5	2.2	2.3	2.2	2.4	0.7	0.5
3.2	2.9	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6	0.5
2.8	2.5	2.1	2.2	2.3	2.3	2.3	0.7	0.5
3.6	2.9	2.6	1.8	0.3	0.4	0.7	△ 2.1	△ 2.2
151.7	154.8	153.6	152.0	142.3	150.6	154.4	160.9	145.5
13.2	13.2	13.7	14.4	14.2	14.6	14.6	14.6	13.1
148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	143.0
12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	12.5
1.09	1.11	1.12	1.14	1.13	1.13	1.12	1.13	1.15
1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19
		2.8			2.5			2.6
3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3

5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額により算出した平成 26 年のラスパイレス指数は、第 24 表のとおり、国を 100.0 とした場合に 102.7 と全国第 2 位となっているが、平均給与月額については第 25 表のとおり全国第 20 位である。

第 23 表 平均給与月額の状況

(総務省 平成 26 年地方公務員給与実態調査結果)

団 体	静 岡 県	国
平均年齢	42.6 歳	43.5 歳
平均給与月額	374,184 円	408,472 円
平均給料月額	340,000 円	335,000 円
諸手当	34,184 円	73,472 円
地域手当	11,200 円	37,120 円
その他手当	22,984 円	36,352 円

(注) 1 平均給与月額とは、基本給である平均給料月額と月ごとに支払われることとされている地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。

2 諸手当のうち地域手当は、地域によって支給率が異なり(0~18%)、本県は全県一律で 3.4% を支給している。

3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる。

第 24 表 平均給料月額により算出したラスパイレス指数の全国順位

(総務省 平成 26 年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団 体 名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数 (平均給料月額)
1	愛 知 県	42.4	102.9
2	静 岡 県	42.6	102.7 (340,000円)
3	東 京 都	41.8	102.5
4	三 重 県	43.7	101.8
4	福 岡 県	43.2	101.8
参考	国	43.5	100.0 (335,000円)

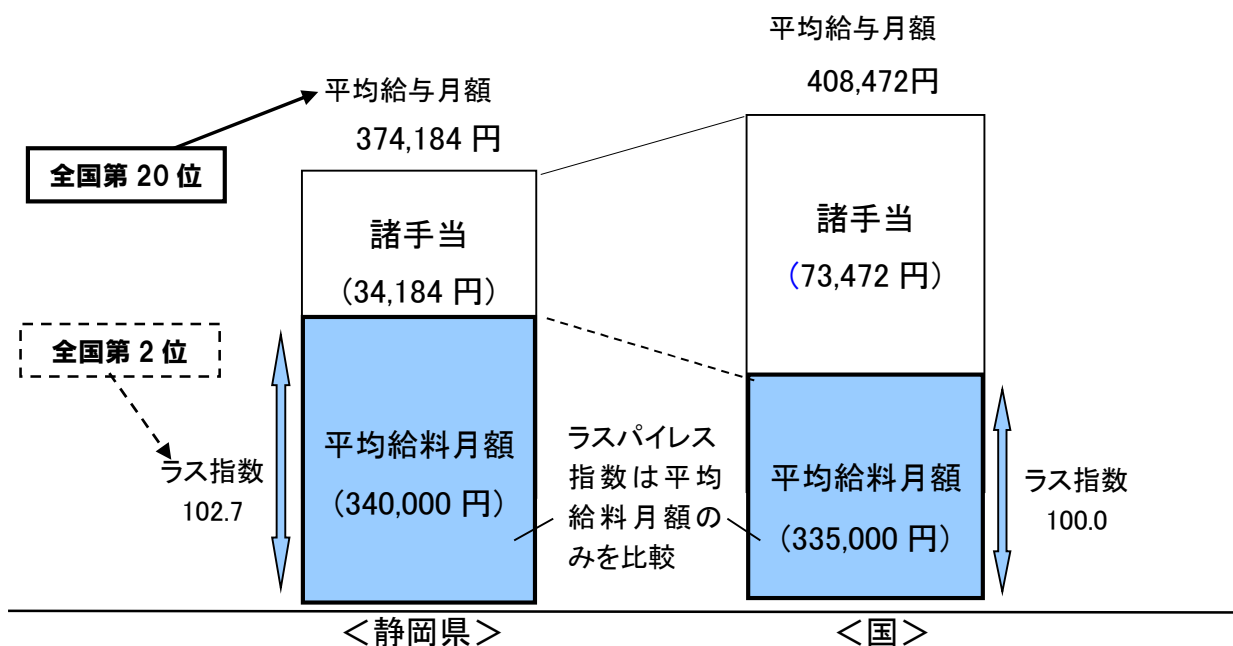
(注) 1 ラスパイレス指数は、職員を学歴別、経験年数別に区分し、県の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出する県の仮定給料総額(県の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和)を、国の実俸給総額で除して得る加重平均により算出。

第 25 表 平均給与月額による全国順位

(総務省 平成 26 年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	41.8	402,187円
2	兵庫県	44.3	393,936円
3	埼玉県	43.6	387,991円
4	三重県	43.7	386,527円
5	愛知県	42.4	386,507円
20	静岡県	42.6	374,184円
参考	国	43.5	408,472円

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



(ラスパイレス比較イメージ)

大卒経験	国家公務員			地方公務員			
	人数 a	給料 b	総額 a×b	給料 c	総額 a×c	人数 d	総額 c×d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数 $4,030 / 4,000 * 100 = 100.75$

実際の支給総額

6 人事院勧告の概要

(1) 給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差等に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査(完了率87.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

- 民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与408,996円 平均年齢43.5歳]
[俸給280円 地域手当1,156円 はね返し分(注)33円]
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.21月(公務の支給月数4.10月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

- ② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

(2) 勤務時間に関する勧告の骨子

○ 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（平成28年4月実施）

- ・ フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振る
- ・ 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- ・ 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる
コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定
- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて休日を1日設けることができる
コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定
- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

(3) 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応